2014 No.543
6・7月号

社会保険 ながさき

SOCIAL CUSTOMS NAGASAKI

一般財団法人長崎県社会保険協会　長崎県長崎市松山町4番52号　TEL（095）844-7120　http://www.shaho-nagasaki.or.jp/

ヤマボウシのころ　　SCN健康文化センター「写真教室」千住　善則

Contents

日本年金機構　年金事務所

- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について …… 2
- 各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ …… 3

全国健康保険協会　長崎支部

- 生活習慣病予防健診を受けましょう …… 4
  快適な職場づくりの第一歩は従業員のみなさんの健康管理から始まります
- 被扶養者資格の再確認を実施します …… 5
- メールマガジン登録のご案内 …… 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 初任者・社会保険事務講習会のお知らせ …… 6
- 「年金シニアライフセミナー」のご案内 …… 6
- 長崎県社会保険協会 平成26年度の主な事業予定 …… 6
- 平成25年度事業報告及び収支決算報告 …… 7
- 健康相談所 …… 7
- 7月20日より海の家をオープンします！！ …… 7
- 社保川柳 …… 8
- 出張年金相談所開設のお知らせ（26/7・8月） …… 8

回　覧

事業所内で回覧をお願いします。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について

事業主は、毎年1回、7月1日現在の被保険者について、その年の4月、5月、6月に支給した報酬について届出を行っていただくことになっています。この届出は、その年の9月から翌年の8月までの保険料や給付の額の基礎となる標準報酬月額を決める（定時決定）ためのものです。

◆ 届出方法

① 届出用紙で届出される場合

被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などを印字した届出用紙を６月初旬～中旬に各事業所へ送付しますので、報酬等を記入のうえ提出をお願いします。

② ＣＤ等で届出される場合

日本年金機構ホームページにある「届出作成プログラム」をダウンロードし、必要事項を入力することにより、電子媒体（ＣＤ等）による届出を行うことができます。あらかじめ、電子媒体での届出を登録されている事業所へは、案内文書・算定基礎届総括表等とは別にターンアラウンドＣＤを送付しますので、必要事項を入力して提出してください。

新たにターンアラウンドＣＤの送付を希望される場合は、年金事務所への登録が必要ですので、管轄の年金事務所までお申出ください。

※　届出用紙およびＣＤ等には、5月19日（月）までに日本年金機構の処理が完了した適用関係届書の内容が反映されています。5月20日以降に処理された届書の内容は反映していませんので、届出の際には必要に応じて追加・修正をお願いします。

「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の提出はお早めに！
提出期限は 平成26年7月10日（木曜日）です。

◆「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要な場合について

被保険者の標準報酬月額は、昇給や降給によって報酬額が大幅に変動した場合、改定を行うことになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の3つのすべてにあてはまる場合は、「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要です。

1．昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
2．固定的賃金の変動月以後引き続く3カ月の間に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
3．固定的賃金が変動した日以降、引き続いた3カ月における報酬の支払われたすべての支払基礎日数が17日以上あるとき

ご不明な点は、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

◆ 定時決定時調査へのご協力をお願いします

年金事務所では、算定基礎届等を提出していただくにあたり、数年に一度年金事務所等へ来所していただき、賃金台帳等の関係帳簿を確認させていただく「定時決定時調査」を行っています。

「定時決定時調査」の対象となる事業所には、別途、調査実施のご案内をお送りします。ご案内が届いた場合には、算定基礎届等は郵送せず定時決定時調査の際に提出してください。

※組合管掌健康保険の事業所は、健康保険分については加入している健康保険組合へ提出いただき、厚生年金保険分については年金事務所等での定時決定時調査の際に提出してください。

知っておきたい 算定基礎届のQ&A

Q1 標準報酬月額はどのように算定されるのですか？

A1 4月・5月・6月の各月に支払った報酬の平均額により算出します。
但し、支払基礎日数が17日未満の月は除いて算出します。
《例》4月分：20日、5月分：16日、6月分：21日
※4月と6月の2か月に支払った報酬の平均額により算出します。

Q2 当社の短時間就労者は、4月・5月・6月の支払基礎日数が全て17日未満ですが、算定基礎届は必要ですか？

A2 短時間就労者の方も届出の提出が必要です。支払基礎日数によって次のように算出します。

① 支払基礎日数が17日以上の月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の平均額で算出します。

② 支払基礎日数が15日以上17日未満の月がある場合には、15日以上17日未満の月の報酬月額の平均額で算出します。

③ 4月・5月・6月の支払基礎日数がいずれも15日未満である場合は、従前の標準報酬月額により決定します。

Q3 4月や5月に被保険者の資格を取得した人も算定基礎届の提出が必要ですか？

A3 7月1日現在の被保険者全員が対象となるため、届書が必要です。但し、6月1日以降に資格を取得した人の届出は不要です。

Q4 食事を提供していますが、報酬に含めますか？

A4 食事や住居などを提供している場合は、以下の価額に換算して算入してください。

【食　事（長崎県）】			【住　宅（長崎県）】	
	1日あたり	1か月あたり	畳１畳当たり	920円/月
朝	150円	4,500円		
昼	210円	6,300円	【通勤用定期券等】	
夜	230円	6,900円	全額（複数月単位でまとめて支給する場合は1か月あたりの額）を算入します。	
3食	590円	17,700円		

※食事代については、被保険者が上記の金額の3分の2以上を負担している場合は、算定に含めません。
※現物給与の価格は厚生労働省告示により都道府県別に定められます。この価格は、平成26年4月1日現在の長崎県の価格です。

各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ

長崎南、長崎北、佐世保、諫早の各年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

予約相談受付内容

年金請求のお手続き、離婚分割、その他

予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前から前日まで、お電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。また、ご予約を受け付ける際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』、『相談内容』等について確認させていただきます。

予約申し込み電話番号

※電話の受付時間は平日8：30～17：00です。（土・日・祝日、12月29～1月3日を除く）

◆ 長崎南年金事務所	◆ 長崎北年金事務所	◆ 佐世保年金事務所	◆ 諫早年金事務所
☎095-825-8707（お客様相談室）	☎095-861-1387（お客様相談室）	☎0956-34-1145（お客様相談室）	☎0957-25-1663（お客様相談室）

年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者ご本人であることを確認できるものをご持参の上、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。なお、代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

生活習慣病予防健診を受けましょう

快適な職場づくりの第一歩は従業員のみなさんの健康管理から始まります

被保険者のみなさまに健康な生活をお送りいただくために、協会けんぽでは毎年1回は健康診断の受診をお勧めしております。協会けんぽでは35歳以上74歳以下の被保険者を対象に生活習慣病予防健診を実施しています。生活習慣病予防健診を受けることにより病気の早期発見と重症化を予防することができますのでぜひご利用ください。

● なぜ健康診断を受けた方がいいの？

【主な死因別死亡数の割合(平成24年)】

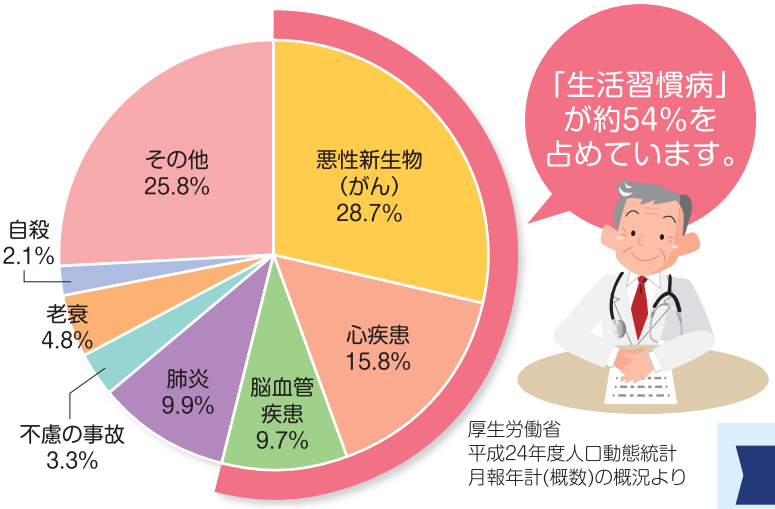

厚生労働省
平成24年度人口動態統計
月報年計(概数)の概況より

左の図は、日本人死亡者数割合を原因別にあらわしたものです。上位を悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病がしめ、これらが原因で亡くなる方は全体の**約54%**にのぼります。この生活習慣病は、初期には自覚症状がほとんど無いため知らず知らずのうちに進行していきます。

自覚症状が出た時には重症化しているケースも多く、そうならないためにも、**健康診断を定期的に受け、生活習慣病を早期に発見し、治療を開始していくことが重要です。**

生活習慣病予防健診

ご本人〈被保険者35 ～ 74歳の方〉

受診機関：協会けんぽと契約している県内76の健診機関
検査項目：**一般健診の場合**　血液検査、心電図検査、尿検査等
このほか追加で子宮頸がん検診、乳がん検診、付加検診、肝炎ウイルス検査も受けられます。

【一般健診の費用18,522円の場合】

健診費用の総額18,522円

補助額	ご本人負担額
62%（11,484円）	38%（7,038円）

特定保健指導が受けられます!

健康診断の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、保健師がお勤めの事業所を訪問し、個別面談による健康相談を無料で実施しております。生活習慣病の予防・改善のため、特定保健指導をご利用ください。
※健診結果は受診された健診機関より協会けんぽに報告されます。

一般健診の検査項目

- **肺がん**：・胸部レントゲン検査
- **胃がん**：・胃部レントゲン検査
- **大腸がん**：・便潜血反応検査
- **腎臓病**：・血液検査　・尿検査
- **心疾患**（心筋梗塞・狭心症等）：・心電図検査
- **糖尿病**：・血液検査　・尿検査
- **高血圧**：・血圧測定

一般健診に追加して受診する検査

- **乳がん**：・マンモグラフィー検査
- **子宮頸がん**：・子宮頸部の細胞診

※『乳がん・子宮頸がん検診』は一般健診とは別料金となります。
また、受診できる方の対象年齢に条件があります。

協会けんぽのホームページから確認 ▶ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/
電話でのお問い合わせ ▶ 協会けんぽ長崎支部 保健グループ（TEL095-829-5002）

被扶養者資格の再確認を実施します

目的 保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を図る為。

再確認の流れ

1. 「扶養者状況リスト」を事業主さまへ送付します。
(5月下旬から6月下旬にかけて)

社会保険労務士への直接送付を希望された場合は当該社会保険労務士宛に送付します。

2. 確認対象の被扶養者が健康保険の被扶養者の条件を満たしているか確認し、「被扶養者状況リスト」に必要事項を記入、事業主印の押印をお願いします。

被扶養者状況リスト 印

3. 確認の結果、解除される被扶養者がいる場合は、「被扶養者調書兼異動届」を記入し、該当被扶養者の**被保険者証**※の添付をお願いします。

※70歳以上の方の場合は、高齢受給者証も併せて添付をお願いします。

提出方法

同封の返信用封筒で協会けんぽへ提出します。

ア：解除となる被扶養者がいない場合

「被扶養者状況リスト」のみ提出

被扶養者状況リスト 印

イ：解除となる被扶養者がいる場合

「被扶養者状況リスト」
「被扶養者調書兼異動届」
「被保険者証※」を提出

被扶養者調書兼異動届
被扶養者状況リスト 印
被保険者証
高齢受給者証

※70歳以上の方の場合は、高齢受給者証も併せて添付してください。

返信用封筒は被扶養者再確認専用ですので、その他の書類は同封しないようにお願いします。

期限 被扶養者資格の再確認が完了次第提出をお願いします。最終提出期限は、**平成26年7月31日**です。

メールマガジン登録のご案内

協会けんぽ長崎支部では、メールマガジンを毎月1回配信しています。
メールマガジンでは、健康保険料率の改正や健康保険制度の改正などの最新情報、健康づくりのアドバイスなどお役立ち情報をお届けしています。協会けんぽ加入者の皆様はもちろんのこと、Eメールアドレスをお持ちの方であればどなたでもご利用いただけます。ぜひご登録ください！

登録はとっても簡単です！

協会けんぽのホームページ
協会けんぽ長崎　検索
メルマガ会員募集中 をクリック。

「新規登録」をクリック後、利用規約を確認の上、必要事項を入力してください。

スマートフォンをお持ちの方は、QRコードから簡単にアクセスできます。

初任者・社会保険事務講習会のご案内

社会保険制度の仕組みや健康保険と年金の適用・給付に関する事務手続きについて、初任者・新任者等の社会保険事務担当者を対象とした講習会です。

開　催　日	会　　場	定　員
平成26年7月 8日（火）	諫早市商工会館（諫早市高城町）	100名
平成26年7月16日（水）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	100名
平成26年7月22日（火）	アルカスSASEBO（佐世保市三浦町）	100名

受付 13:00　終了 16:00　※各会場共通

参加費　（非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください。）

お申込　申込書をご記入いただき下記までFAXでお申し込みください。

初任者・社会保険事務講習会　参加申込書

※希望会場に○を付してください。

参加希望会場	1．諫　早	2．長　崎	3．佐世保
参加者氏名	※複数参加も可		
事業所名			
事業所の所在地	〒　　－		電話

※定員になり次第締め切ります。

お申し込み先
お問い合せ先

一般財団法人 長崎県社会保険協会　〒852-8118　長崎市松山町4-52　囲本社ビル5階

長崎県社会保険協会　検索

☎ 095-844-7120　FAX 095-843-0449

「年金シニアライフセミナー」のご案内

定年退職を目前にした厚生年金被保険者、配偶者等の皆様を対象として県内5か所で開催します。
詳細につきましては、8・9月号でお知らせします。
（開催場所　長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、対馬市）

長崎県社会保険協会　平成26年度の主な事業予定

実施月	実施事業	実施月	実施事業
通年・随時	●健康づくり指導講習・健康相談の実施　●ホームページによる情報発信		
隔月（偶数月）	●広報誌「社会保険ながさき」の発行		
5月	●薬草ハイキング ① 西海市伊佐ノ浦公園 ② 平戸市大バエ灯台　実施済	10月	●壱岐健康フェスティバル ●対馬地区ボウリング大会
6月	●「社会保険実務の手引き」の配布	11月	●健康ウォーキング ① 長崎市伊王島 ② 東彼川棚町大崎半島
7月	●健康づくりフォークダンス教室 五島市勤労福祉センター ●初任者・社会保険事務講習会 長崎市、佐世保市、諫早市	12月	●社会保険ボウリング地区大会 （県大会１月）
9月～10月	●年金シニアライフセミナー 長崎市、佐世保市、諫早市、 平戸市、対馬市	平成27年 1月～2月	●社会保険事務講習会 長崎市、佐世保市、諫早市、五島市 ●五島地区ボウリング大会

平成25年度事業報告及び収支決算報告

当協会の理事会並びに評議員会において、平成25年度の事業報告、収支決算等について、いずれも満場一致で承認可決されました。

社会保険制度の普及発展を図るための啓発事業

◆広報誌の発行

「社会保険ながさき」を偶数月に発行し、会員事業所様に配布しました。
また、ホームページに事業内容や SCN 健康文化センターの講座を掲載しました。（随時施設案内）

◆講習会・セミナーの開催

○社会保険事務講習会を長崎市、佐世保市、諫早市、新上五島町で開催しました。
○年金シニアライフセミナーを長崎市、佐世保市、諫早市、島原市、五島市で開催しました。
○「社会保険事務手続」等の冊子を無償配布しました。
○各種届出書を、年金事務所のない地域の商工会等に配備し、無償提供を実施しました。

被保険者等の福利増進及び健康の保持増進に関する事業

◆健康づくり・健康保持増進に関する事業

○事業所において、保健師、健康運動指導士による指導講習会及び健康相談を実施しました。
○健康相談所を川棚大崎温泉しおさいの湯に開設しました。
○事業主及び被保険者等の健康の保持増進に関する事業
①薬草ハイキング（東彼杵町、平戸市）、②健康ウォーキング（長崎市、川棚町）、③日帰り温泉利用補助（川棚温泉しおさいの湯）、④海の家の開設（長崎市）、⑤社会保険ボウリング大会（地区大会、県大会）、⑥健康フェスティバル（壱岐市においてグラウンドゴルフ及びソフトバレーボール大会）、⑦対馬地区ボウリング大会、⑧フォークダンス教室（五島市）等を実施しました。

各種団体との協調に関する事業

（社）全国社会保険協会連合会並びに日本年金機構県内年金事務所、全国健康保険協会長崎支部、全国社会保険委員会連合会等の事業運営に協力しました。
また、長崎県社会保険委員会を支援、助成し委員会活動及び委員活動の推進に寄与する等、本協会の事業運営に必要と認められる事業を実施しました。

SCN 健康文化センター事業

健康と生きがいづくりのための講座を開設し、広く地域住民の福利向上に寄与しました。
また、広報活動を積極的に行い受講生確保に努めました。

平成25年度 収入支出決算書（正味財産）

平成25年4月1日～平成26年3月31日　（単位：円）

科目	本年度予算		
	一般会計	SCN健康文化センター	会計
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	436	0	436
②特定資産運用益	595	239	834
③受取会費	48,578,895	0	48,578,895
④事業収益	0	64,769,280	64,769,280
⑤雑収益	190,911	366,794	557,705
経常収益計	48,770,837	65,136,313	113,907,150
(2) 経常費用			
①事業費	30,571,736	69,926,684	100,498,420
②管理費	9,065,517	0	9,065,517
経常費用計	39,637,253	69,926,684	109,563,937
当期経常増減額	9,133,584	△4,790,371	4,343,213
2. 経常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	9,133,584	△4,790,371	4,343,213
一般正味財産期首残高	42,878,643	31,534,211	74,412,854
一般正味財産期末残高	52,012,227	26,743,840	78,756,067
Ⅱ 指定正味財産の部	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	52,012,227	26,743,840	78,756,067

保健師による 無料 健康相談所

場所　川棚大崎温泉「しおさいの湯」

時間等　6～9月実施日（第1、第3日曜日 11:30～14:00）
10月～実施日（第2、第4日曜日 11:30～14:00）

7月20日より海の家をオープンします!!

開設期間
- 平成26年7月20日（日）～平成26年8月24日（日）まで
- 社会保険協会発行の利用券に一部負担金（350円）を添えてご精算ください。

※発行枚数には限りがあります。お早めにお申し込みください。

開設場所　脇岬海水浴場（さかい荘）

海の家利用券申込書

事業所名		
所在地	〒　－ （電話）	
事業所記号・番号		
被保険者数	名	担当者名

お申し込み先　一般財団法人 長崎県社会保険協会　〒852-8118　長崎市松山町4-52　囲本社ビル5階
※ FAXまたは郵送でお申し込みください。FAX 095-843-0449　☎ 095-844-7120

社保川柳

選評　川口寿男　今月のお題　**走る**

第一位

変化する時の走りに追いつけず
松浦　井元　定子

【評】世の中はまさに走るように大きく早く変化し、特にIT機器にはついていけないものも多く若い者が自由に操っているのをまるで魔法のように見ているのは私だけではないようで、一安心です。

第二位

メタボ腹走って落とす体脂肪
佐世保　田中　広子

【評】体脂肪は気付かないうちに体を蝕んでいるとのことで、健康への大敵といえるようです。減食も走り込みもして体脂肪を落とす必要がありそうです。

第三位

走り書きのメモで割り出すサスペンス
佐世保　鶴田　竹一

【評】サスペンスではダイイングメッセージや走り書きもトリックを解き、犯人割り出しのカギになってあっと思わせられることもしばしばです。

佳作

走る孫応援少し若返る
佐世保　喜多　和子

ビリだけど声援受けて走りきる
長崎　中村　欽光

開店と同時に走る目玉品
諫早　小田庄之助

桜花愛でる間もなく走り去る
波佐見　神近マサエ

一年生カバン預けて走り出す
島原　松田　信子

親の背を見つめ続けて走る日々
佐世保　朝永真悠子

運動会走るの苦手いつもびり
長崎　井上　澄江

俄か雨駈けたい足のもどかしさ
長崎　麻生　郁子

救急車が走る過疎地に蓮華草
雲仙　阿比留五十八

予備校も走り終えたら桜咲き
長崎　村田美登利

人生を走り急いで逝った友
佐世保　多久島　忠

集合の合図とともに走り寄る
大村　溝口　益代

競走馬走る名馬に隙がない
佐世保　古賀　明

突っ走る耳を貸さない反抗期
長崎　岡　智英子

走っても妻の手からは出られない
平戸　青木　安生

母馬と春駒走る都井岬
佐世保　神戸　一明

盗塁王走りまくって勝を呼ぶ
佐々　江田　靖子

小走りをバスは一息待ってくれ
選者の句

川柳の応募規定

次の題「食べる」

応募用紙　ハガキ（川柳は3句以内）
締め切り　平成26年7月5日必着
発　表　平成26年8・9月号紙上
宛　先　〒八五二-八一一八
長崎市松山町四番五十二号（囲本社ビル五階）
一般財団法人長崎県社会保険協会
賞品贈呈　入選3席に記念品を贈呈します

平成26年7月・8月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

＊は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。

●相談においての際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
●代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険事業概要

平成26年３月現在

	事業所数（船舶所有者数）	被保険者数	平均標準報酬月額
協会けんぽ	19,645	250,273	243,941
船員保険	250	2,878	348,686
厚生年金保険	19,792	273,523	244,068

長崎南年金事務所　〒850-8533 長崎市金屋町3-1　☎095-825-8707

開設日	時間	予約	市町名	場所
7月18日(金)	9:00～15:00	*	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
24日(木)	9:00～16:00		五島市	五島市役所　会議室
25日(金)	9:00～15:00	*	五島市	五島市役所　会議室
8月21日(木)	9:00～16:00		五島市	五島市役所　会議室
22日(金)	9:00～15:00	*	五島市	五島市役所　会議室
28日(木)	9:00～15:00	*	新上五島町	新魚目支所　会議室
29日(金)	9:00～15:00	*	新上五島町	奈良尾支所　相談室

佐世保年金事務所　〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37　☎0956-34-1145

開設日	時間	予約	市町名	場所
7月16日(水)	13:00～17:00	*	佐世保市	宇久行政センター
17日(木)	8:30～12:30	*	小値賀町	小値賀町役場
22日(火)	10:00～15:00	*	平戸市	平戸市役所
24日(木)	10:00～15:00	*	松浦市	松浦市役所
8月 5日(火)	10:00～15:00	*	平戸市	鷹浦出張所
26日(火)	10:00～15:00	*	平戸市	平戸市役所
28日(木)	10:00～15:00	*	松浦市	松浦市役所

長崎北年金事務所　〒852-8502 長崎市稲佐町4-22　☎095-861-1387

開設日	時間	予約	市町名	場所
7月 3日(木)	11:00～15:00	*	西海市	西彼総合支所　会議室
16日(水)	13:30～17:00	*	対馬市	美津島地域活性化センター　別館　2階
17日(木)	9:00～17:00	*	対馬市	対馬市役所　別館　会議室
24日(木)	9:00～17:00	*	壱岐市	石田庁舎　会議室
25日(金)	9:00～14:00	*	壱岐市	石田庁舎　会議室
8月 7日(木)	11:00～15:00	*	西海市	大瀬戸コミュニティーセンター
20日(水)	14:00～17:00	*	対馬市	峰地域活性化センター
21日(木)	9:00～17:00	*	対馬市	上対馬総合センター
28日(木)	9:00～17:00	*	壱岐市	郷ノ浦庁舎　会議室
29日(金)	9:00～14:00	*	壱岐市	郷ノ浦庁舎　会議室

諫早年金事務所　〒854-8540 諫早市栄田町47-39　☎0957-25-1663

開設日	時間	予約	市町名	場所
7月 2日(水)	10:00～15:00	*	波佐見町	波佐見町役場　相談室
9日(水)	10:00～15:00	*	南島原市	南有馬支所　会議室
16日(水)	10:00～15:00	*	島原市	島原市役所　市民窓口サービス課ロビー
23日(水)	10:00～15:00	*	島原市	島原市役所　市民窓口サービス課ロビー
8月 6日(水)	10:00～15:00	*	東彼杵町	東彼杵町総合会館
13日(水)	10:00～15:00	*	南島原市	加津佐支所　会議室
20日(水)	10:00～15:00	*	島原市	島原市役所　市民窓口サービス課ロビー
27日(水)	10:00～15:00	*	南島原市	有家支所　会議室

記事提供／日本年金機構長崎南年金事務所／全国健康保険協会長崎支部
発行／一般財団法人長崎県社会保険協会　長崎市松山町4番52号　TEL(095)844-7120